

京都府迷惑行為等防止条例第5条第3項の規定による命令の運用等について（通達）

〔最終改正 令和2.1.14 例規人対第1号〕  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、条例及び京都府迷惑行為等防止条例第5条第3項の規定による命令の手續きに関する規則に基づく、警察官による客待ちをやめるべき旨の命令の運用及び中止命令違反の取締りに関して、必要な事項を定めたものです。